

○本庄市農業振興整備促進審議会規則

平成29年12月19日

規則第43号

(趣旨)

第1条 本庄市農業振興整備促進審議会条例(平成18年本庄市条例第145号)第7条の規定に基づき、本庄市農業振興整備促進審議会(以下「審議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、本庄市情報公開条例(平成18年本庄市条例第20号)第7条に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うときは、非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別及び非公開の場合その理由
- (5) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (6) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができる。

(会議録等の公表等)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

2 会議録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済環境部農政課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年10月29日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。